

2022.2.20

ご利用団体の皆様へ

幕別札幌スポーツセンター指定管理者
幕別農業トレーニングセンター指定管理者
特定非営利活動法人幕別札幌スポーツクラブ

幕別町公の施設の使用料等見直しに伴う「前期利用期間の短縮」について

平素より、本施設のご利用ならびに運営に格段のご配慮をいただいておりますこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、幕別町では、町内公共施設の使用料等について、本年10月1日からの利用に際しては見直しが図られており、今後、各種条例が改正される見通しとなっております。

しかしながら、その運用等の詳細については、まだ確定しているものではございません。

つきましては、例年は、定期団体様の前期利用期間は5月～10月末までとなっておりますが、町の指示により、札幌スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの本年度の前期利用期間については、以下の通り短縮いたします。

なお、10月1日以降についてのご利用に関して、詳細が確定いたしましたら、あらためて皆様には案内させていただきます。

ご利用団体の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

《2022年度 前期利用期間》

2022年5月1日(日)～9月30日(金)

札内スポーツセンター・農業者トレーニングセンター

における団体使用許可申請要領及び注意点

○提出方法

- ① 使用申請書と団体利用名簿を、各受付窓口まで提出してください。
(受付窓口：札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター)
- ② 団体構成名簿については、各団体任意の様式でも構いませんが、住所・氏名・電話番号・メールアドレス・勤務先（町外者の場合）が正確に記入されているもの
とします。
- ③ 申請書は PC を利用し作成する場合、**弊社ホームページより様式をダウンロード
できますので、ご活用ください。**

<http://satsunaisc.east-hokkaido.co.jp/index.html>

○注意事項

- ① 各種大会等が入る場合に使用中止となることがあります。
- ② 使用回数は、週2回までとします。
- ③ 使用時間は9：00 から 21：00 までで、1時間刻みでの使用とします。
(15：00～17：00 というようにし、15：30～18：00 のように始まり及び終わりの時間が分刻みにしないようご協力願います。)
- ④ 使用時間は2時間以内としますが、午前使用に限り、最大3時間(9:00～12:00)の使用ができます。

【その他】

- ① 「団体」とは常に5名以上で施設を利用するグループであること。また、構成員の8割以上が町民で作られたグループをいいます。(事業所等が町内の場合は、この限りではありません。)
- ② 申請希望日時が重複した場合は、NPO 法人幕別札内スポーツクラブが調整します。
- ③ 申請方法等が不明の場合は、下記までご連絡ください。